

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機点検において、固定子コイル分解作業中、回転子ファン取付部の絶縁板に損傷（微小亀裂）が認められたため、当該絶縁板を点検・修理	G III	
2	1号機	起動用給水流量制御弁の点検において、弁体及び弁箱に浸食が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
3	1号機	タービン建屋2階空調設備室に設置されているページング装置（2台）に拡声不良が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	
4	1号機	主低圧タービン（B）の浸透探傷検査において、下半内部車室内面溶接部等に浸透指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	G III	
5	2号機	事故後サンプリング系用窒素ガスポンベの1次圧力計に指示値の低下傾向が認められたため、当該窒素ガスポンベ及び当該ポンベ廻りのリーク箇所を特定・修理	G III	
6	3号機	屋外消火系ろ過水止め弁（V-309）のグランド部に著しい腐食が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
7	3号機	屋外消火系海水ポンプ設置ヤード間ろ過水連絡元弁（V-310）のグランド部に著しい腐食が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
8	3号機	屋外消火系ろ過水止め弁（V-304）のグランド部に著しい腐食が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
9	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）用潤滑油フィルタ（A）の上蓋締め付けボルト部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
10	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）用潤滑油フィルタ切替弁（B）の下部フランジ接続ボルトに油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
11	6号機	停止中のタービン建屋2階換気空調系冷却装置用圧縮機（B）の運転状態表示灯（緑色ランプ）に点灯不良が認められたため、当該ランプ表示回路を点検・修理	G III	
12	6号機	タービン建屋2階の主発電機用励磁機室内にて噴霧状に発生する油が同建屋1階の相分離母線下部ににじみ出していたため、当該部を点検・修理	G III	
13	集中環境施設	補助ボイラ（A）起動中、バーナー噴霧用蒸気供給配管のストレーナ部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
14	その他	「構内保管品管理要領（3次マニュアル）」の廃止に伴う3次ガイドの新規制定において、表紙の誤記及び従来の3次マニュアルの廃止手続きを失念していたため、対応検討	G III	